

『工商行政管理機関の知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定（意見募集稿）』

2014年6月11日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

**工商行政管理機関の知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定
(意見募集稿)**

第一条 競争を維持し、イノベーションを奨励して、事業者の知的財産権濫用による競争排除・制限行為を制止するために、「中華人民共和国独占禁止法」(以下「独占禁止法」という。)に基づき、この規定を制定する。

第二条 独占禁止法と知的財産権保護は、イノベーションと競争の促進、効率の向上、消費者利益及び社会公共利益の擁護という共通の目標を有する。

事業者が、知的財産権に関する法律、行政法規の規定により知的財産権を行使する行為には「独占禁止法」を適用しないが、知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為には、「独占禁止法」を適用する。

第三条 この規定で事業者とは、商品の生産、経営に従事する又は役務を提供する自然人、法人及びその他の組織をいう。なお、商品・役務には技術が含まれる。

この規定で知的財産権濫用による競争排除・制限行為とは、事業者が「独占禁止法」及びその他の知的財産権に関する法律、行政法規の規定に違反して知的財産権を行使し、独占的協定を実施し、市場支配的地位を濫用する等の独占的行為をいう。

この規定で関連市場とは、関連の商品市場及び関連の地域市場を含むものであり、「独占禁止法」及び「国务院独占禁止委員会の関連市場の定義に関するガイドライン」により定義され、かつ、知的財産権、イノベーション等の要素の影響が考慮されたものである。知的財産権許諾等に係る独占禁止法の執行業務において、関連の商品市場は技術市場であっても、特定の知的財産権を含む製品市場であってもよい。関連の技術市場とは、知的財産権の行使に係る技術と相互に代替可能な既存類似技術との競争から構成される市場をいう。

第四条 事業者は、知的財産権行使の過程において独占的協定を結んではならない。

事業者同士は、知的財産権行使の方式を利用して「独占禁止法」第十三条、第十四条に禁止される独占的協定を結んではならない。ただし、取り決めた協定が「独占禁止法」第十五条の規定に該当することを事業者が証明できるときは、この限りでない。

第五条 事業者による知的財産権行使行為が次に掲げる状況のいずれかに該当するときは、「独占禁止法」第十三条第一項第(六)号及び「独占禁止法」第十四条第(三)号で禁止される独占的協定とは認定しないことができる。ただし、当該協定に競争排除・制限の効果があることを証明する反証があるときは、この限りでない。

(一) その行為の影響を受ける関連市場における競合関係にある事業者の市場シェアが合計で20%以下であること又は関連市場に適正なコストで取得できる他の代替技術が4つ以上あること

(二) 関連市場における事業者と取引の相手方の市場シェアがいずれも30%以下であること又は関連市場に適正なコストで取得できる他の代替技術が2つ以上あること

第六条 市場支配的地位を有する事業者は、知的財産権行使の過程において市場支配的地位を濫用して、競争の排除、制限をしてはならない。

市場支配的地位は、「独占禁止法」第十八条及び第十九条の規定により認定及び推定される。事業者が知的財産権を有していることは、市場支配的地位の認定要因の一つとなり得るが、事業者が知的財産権を有していることだけによって、関連市場に市場支配的地位を有するとは推定されない。

第七条 市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、その知的財産権が生産経営活動の必須構成となっている状況において、合理的な条件により当該知的財産権を使用しようとするその他の事業者への許諾を拒絶してはならない。

生産経営活動の必須構成となっている知的財産権を認定する際に考慮する要素として、関連市場には当該知的財産権の適正な代替品がなく、関連市場での競争に参入しようとする他の事業者には必須であること、当該知的財産権の許諾を拒絶すると、関連市場における競争又はイノベーションに不利な影響をもたらすこと、当該知的財産権の許諾を行っても、当該事業者の不合理な損害には繋がらないこと等が挙げられる。

第八条 市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、知的財産権行使の過程において、次に掲げる取引制限行為を行ってはならない。

- (一) 取引の相手方が自分とのみ取引を行うよう制限すること
- (二) 取引の相手方が自分の指定した事業者とのみ取引を行うよう制限すること
- (三) 取引の相手方が自分の競合相手と取引をしてはならないよう制限すること

第九条 市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、知的財産権行使の過程において、次に掲げる要件に同時に該当する抱き合わせ販売行為を行ってはならない。

(一) 知的財産権の許諾又は譲渡を行うときに、取引の相手方の意思に反して、他の知的財産権又は他の商品や役務の受け入れを要求すること

(二) 抱き合わせ販売商品と被抱き合わせ販売商品とが、性質及び取引慣習上、独立した2商品であること

(三) 抱き合わせ販売行為を行うことにより、抱き合わせ販売商品の市場における当該事業者の支配的地位を被抱き合わせ販売商品の市場まで広げ、抱き合わせ販売商品又は被抱き合わせ販売商品の市場における他の事業者による競争を排除・制限していること

第十条 市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、知的財産権行使の過程において、次に掲げる不合理な制限条件を付帯した行為を行ってはならない。

(一) 取引の相手方に、その改善した技術の独占的グラントバックを要求すること

(二) 取引の相手方がその知的財産権の有効性について疑義を質すことを禁止すること

(三) 許諾協定の期間が満了した後に、取引の相手方が、知的財産権を侵害しない状況において、競合商品の製造、使用、販売又は競合技術の研究開発、使用を制限すること

(四) 取引の相手方に、保護期間がすでに満了又は無効と認定された知的財産権について、引き続き費用を支払うよう要求すること

(五) 取引の相手方が第三者と取引することを禁止すること

(六) 取引の相手方に、その他の不合理な制限条件を付帯するよう要求すること

第十一条 市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、知的財産権行使の過程において、同じ条件の取引の相手方に対して差別的な扱いを行ってはならない。

第十二条 事業者は、知的財産権行使の過程において、パテントプールを利用して競争の排除・制限行為を行ってはならない。

パテントプールの参加者は、パテントプールを利用して、価格や生産量、市場分割等競争に関する重大な情報を交換し、「独占禁止法」第十三条、第十四条に禁止され

る独占的協定を結んではならない。ただし、結んだ協定が「独占禁止法」第十五条の規定に該当することを事業者が証明できるときは、この限りでない。

市場支配的地位を有する事業者又はパテントプールの管理組織は、正当な理由がない限り、パテントプールを利用して、次に掲げる市場支配的地位濫用行為を行ってはならない。

(一) プールの参加者が、独立した許諾者としてプール以外で特許許諾することを制限すること

(二) プールの参加者又は被許諾者被許諾者が独自に又は第三者と提携してプールの特許と競合する技術を開発することを制限すること

(三) 被許諾者に、その改善又は開発した技術をパテントプールの管理組織又はプールのメンバーに独占的にグラントバックするよう強要すること

(四) 被許諾者がプールにある特許の有効性について疑義を質すことを禁止すること

(五) 同じ条件のプールの参加者又は同じ関連市場の被許諾者に対して差別的な取引条件を設定すること

この規定でパテントプールとは、2又は2以上の特許権者が各自に所有している特許について、ある種の形式により共同で他の第三者に実施を許諾する協定の措置をいう。その形式としては、それを目的に設立される専門の合併会社であっても、プールのある参加者又はある独立した第三者に管理を委託してもよい。

第十三条 事業者は、知的財産権行使の過程において、標準（国家技術規範の強制的要求を含む。以下同じ。）の制定と実施を利用して、競争の排除・制限行為を行ってはならない。

市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、標準の制定と実施の過程において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(一) その特許が関係標準に取り入れられる可能性があることを知りながら、意図的に標準の策定組織にその権利情報を開示しない又はその権利を放棄すると明確にしたが、その特許がある強制標準となった後に、当該標準の実施者にその特許権を主張すること

(二) その特許が標準の必須特許となった後に、公平、合理的かつ非差別的原則に背き、他の事業者が合理的な条件で当該特許を実施することを拒絶し又は不公平な条件で特許の実施許諾を行い又はその特許の実施許諾の過程において抱き合わせ販売行為を実施すること

本規定で標準の必須特許とは、当該標準を実施する上で不可欠な特許をいう。

第十四条 著作権の集団管理組織は、活動を展開するに当たって、知的財産権を濫用して、競争の排除・制限をしてはならない。

著作権の集団管理組織は、その他の事業者又はその他の国や地域の著作権の集団管理組織と合意した関連協定において、会員資格、地域範囲等について不合理な制限を加えて、権利者又は使用者の自由選択を制限してはならない。

市場支配的地位を有する著作権の集団管理組織は、正当な理由がない限り、次に掲げる市場支配的地位濫用行為を行ってはならない。

(一) 他者に対する著作権の使用許諾の付与を拒絶すること

(二) 同じ条件の権利者又は被許諾者に対して差別的な扱いをすること

(三) 被許諾者に、不要な著作権の許諾の受入れを強要すること

(四) 権利者が当該組織を脱退することを制限すること

この規定で著作権の集団管理組織とは、著作権者及び著作権に関連する権利者（以下「権利者」という。）の利益のために法により設立され、権利者からの授権に基づき、権利者の著作権又は著作権に関連する権利について、集団的管理を行う社会団体をいう。

第十五条 市場支配的地位を有する事業者は、その知的財産権の期間がすでに満了し又は無効とされ、又は知的財産権の侵害とならないことを十分に証明できる証拠が他者から提供された状況において、権利侵害警告書をむやみに出して、関連市場での競争を排除・制限してはならない。

第十六条 事業者が知的財産権を濫用し競争を排除・制限する容疑がある場合、工商行政管理機関は、「独占禁止法」及び「独占的協定、市場支配的地位濫用事件の摘発手続に関する工商行政管理機関の規定」に準拠して調査を行う。

第十七条 事業者が競争を排除・制限するために知的財産権を濫用する容疑を分析・認定するに当たって、次の手順を取ることができる。

- (一) 事業者による知的財産権行使行為の性質と態様を特定する
- (二) 知的財産権を行使する事業者同士の相互関係の性質を特定する
- (三) 知的財産権の行使に関わった関連市場を定義する
- (四) 知的財産権を行使する事業者の市場地位を認定する
- (五) 事業者の知的財産権行使行為が関連市場における競争に与えた影響を分析する

事業者同士の関係の性質を分析・認定するに当たっては、知的財産権行使行為自体の特徴を考慮する必要がある。知的財産権の許諾に係る場合には、元々競合関係にあった事業者同士は許諾契約において取引関係となり、許諾者と被許諾者が共に当該知的財産権を利用して製品を生産している市場においては、競合関係ともなる。ただし、当事者同士が許諾協定を締結する時点では競合関係がなく、協定を締結して初めて競合関係となった場合には、当初の協定に実質的な変更がない限り、やはり競合者同士の協定とはみなさない。

第十八条 事業者の知的財産権行使行為が競争に与えた影響を分析・認定するに当たっては、次に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (一) 事業者と取引の相手方の市場地位
- (二) 関連市場での市場集中度
- (三) 関連市場へ参入する難易度
- (四) 産業慣行及び産業発展段階
- (五) 生産量、地域、消費者等について制限を加える期間と効力の範囲
- (六) イノベーション促進及び技術の普及に対する影響
- (七) 事業者のイノベーション能力及び技術変化の速度
- (八) 知的財産権行使行為が競争に与えた影響の認定に関係するその他の要素

第十九条 事業者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為が独占的協定に当たる場合、工商行政管理機関は、違法行為の差止めを命じ、違法所得を没収し、前年度の売上高の1%以上10%以下の罰金を併科する。合意した独占的協定をまだ実施していない場合、50万元以下の罰金に処することができる。

事業者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為が市場支配的地位の濫用に当たる場合、工商行政管理機関は、違法行為の差止めを命じ、違法所得を没収し、前年度の売上高の1%以上10%以下の罰金を併科する。

工商行政管理機関は、具体的な罰金額を決定するに当たって、違法行為の性質、情

状、程度、継続時間等の要素を考慮しなければならない。

第二十条 この規定の解釈については、国家工商行政管理総局が責任を負う。

第二十一条 この規定は、2014年__月__日から施行する。